公　　示

一般乗用旅客自動車運送事業の事前確定運賃算定に用いる係数について

「一般乗用旅客自動車運送事業の事前確定運賃に関する認可申請の取扱いについて」（平成31年4月26日付け公示。）の規定に基づき、事前確定運賃算定に用いる係数を定めたので公示する。

令和元年１０月１１日

関東運輸局長　吉田 晶子

記

１．適用する営業区域

都県名	営業区域
東京都	特別区・武三交通圏、北多摩交通圏及び南多摩交通圏
神奈川県	京浜交通圏、県央交通圏、湘南交通圏及び小田原交通圏
千葉県	京葉交通圏、千葉交通圏及び南房交通圏
群馬県及び埼玉県	中・西毛交通圏

２．係数

別紙のとおり

３．適用日

令和７年７月１８日

附則（令和２年９月１１日　一部改正）

本公示は、令和２年９月１１日から適用する。

附則（令和３年１２月２４日　一部改正）

１．本公示は、令和３年１２月２４日から適用する。

２．現に事前確定運賃の認可を受けている者は、令和４年１０月３１日までの間、引き続き「曜日、時間帯ごとの係数」を運用できることとする。

附則（令和７年７月１８日　一部改正）

本公示は、令和7年7月18日から適用する。

（別紙）

平準化係数

【東京都】	
特別区・武三交通圏	1.21
北多摩交通圏	1.23
南多摩交通圏	1.18
【神奈川県】	
京浜交通圏	1.23
県央交通圏	1.18
湘南交通圏	1.16
小田原交通圏	1.13
【千葉県】	
京葉交通圏	1.20
千葉交通圏	1.18
南房交通圏	1.13
【群馬県及び埼玉県】	
中・西毛交通圏	1.17